

2006年2月24日

日本原子力研究開発機構理事長  
殿塚 猷様

埋めてはいけない！核のゴミ実行委員会・みずなみ 市川千年  
核のゴミから土岐市を守る会 永井新介  
放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜 兼松秀代  
早川しょうこ

## 放射性廃棄物処分に関する質問書

核燃料サイクル開発機構（以下、「核燃」とします）は核燃法で定められた高レベル放射性廃棄物地層処分の研究機関であり実施主体ではないことを理由に、超深地層研究所（以下、「研究所」）は高レベル放射性廃棄物の処分場になることはないと主張しました。

私たちは日本原子力研究開発機構（以下、「機構」とします）によって研究所が建設されつつあり、過去40年以上にわたって地表及び地下の状態が徹底的に調査されデータが蓄積している研究実施区域とその周辺地域が、高レベル放射性廃棄物の処分場になる可能性が高いと考え研究所に反対しています。このような調査地域は他にはありません。

確かに2005年9月30日まで機構は高レベル放射性廃棄物地層処分の研究機関でした。

ところが2005年10月1日の統合によって、機構となり、同時に放射性廃棄物の貯蔵、処理、処分（以下、「放射性廃棄物処分」とします）が新たに業務として加わりました。

つまり機構が放射性廃棄物処分の実施主体になったのです。私たちの危惧が現実になりつつあります。しかも蓄積していく東濃地域のデータは高レベル放射性廃棄物処分についてのみ有効なだけでなく、機構所有の高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の中間貯蔵施設や放射性廃棄物処分に対しても有効なデータです。

私たちは機構が放射性廃棄物処分の実施主体になったことで、詳細な地質データが集められている東濃地域に放射性廃棄物処分施設が建設されることを危惧し、警戒の念を強めています。

ところが機構は放射性廃棄物処分業務に関する説明をせず、他機関との協定書すら自主公開しません。そのため業務内容が不透明であり、機構に対する不信と不安をさらに増大させます。

よって機構の業務のうち、放射性廃棄物処分業務に関わる質問をします。

回答は一括回答とせず、個別回答とし、3月17日まで文書にて回答ください。

### 記

#### 1. 四者協定と放射性廃棄物処分業務について

- ① 高嶋瑞浪市長はかねてより、核燃は高レベル放射性廃棄物処分実施主体ではなく、研究所で行われる研究は処分場選定につながらないとして市有地を核燃に貸与しました。今回機構が放射性廃棄物の実施主体となった場合、瑞浪市が機構へ市有地を貸与する理由が足元から崩れ去ります。

このような重要な業務内容の変更について、機構は岐阜県や土岐市及び瑞浪市に対してどのように説明したか、具体的に示してください。

- ② 核燃から機構への組織及び業務内容の変更に際し、四者協定締結時の業務内容と異なる事を承知で、旧来の協定書の枠内で研究所の継続が可能と考えるのか、また業務内容変更により新たな協定の締結が必要と考えるのか、機構の協定書に対する考え方を示してください。

## 2. 業務の説明について

- ① 東濃地科学センターのパンフレット「地層を科学する」や「地層研ニュース」では、放射性廃棄物処分が業務として加わったことに全く触れていません。しかし上記理由により新たに加わった放射性廃棄物処分の業務について県民、岐阜県、瑞浪市、土岐市に積極的に説明する責任があると考えますが、いかがですか。
- ② 機構が業務内容の変更を伝えないのは今回で2回目です。度重なる意図的隠蔽は許されません。1986年に東濃地科学センターの業務が高レベル放射性廃棄物地層処分の研究開発に変更されたにも関わらず土岐市にのみ伝え、1989年に住民から追求されるまで県民、岐阜県及び瑞浪市に伝えなかった理由を説明してください。
- ③ 原子力施設の立地が住民の知り得ないところで進められることは許されません。機構の放射性廃棄物処分業務について、国民は知る権利があります。機構は説明する責任があります。機構は今後、放射性廃棄物処分業務とその立地問題をどのように国民に説明し理解を求めていくのか、説明してください。

## 3. 放射性廃棄物処分場の立地について

機構は2001年1月「RI・研究所等廃棄物処理処分事業の推進に関する基本協定」（当事者は核燃、日本原子力研究所、日本アイソトープ協会および原子力バックエンド推進センター（以下、「バックエンド推進センター」とします））を締結しました。

協定当事者のバックエンド推進センター理事長が「01年度から全国を対象に立地調査を本格化させている。さまざまなチャンネルを活用し、現在までに全国約170カ所の情報を得て検討を進めている」（電気新聞 2005年12月15日）と語っています。

つまり国民に説明もなく、国民の知らないところで、何年も前から立地問題がスタートしています。これが日本の原子力政策であり、原子力の実態です。だから信頼できないのです

- ① 機構とバックエンド推進センター、および日本アイソトープ協会の役割、例えば研究経費、研究場所、立地、処分事業などについて、どこが主体的に進めるのか説明してください。
- ② 機構はバックエンド推進センターに県内のデータを提供したことがありますか。あるとしたらいつ、どこの、どのようなデータを提供したか説明してください。
- ③ 立地は水面下で首長などの了解を得、立地の目処がついてから公表する予定ですか。
- ④ 立地検討は現在どのような段階にあるのか、説明してください。
- ⑤ 立地による交付金の有無について説明してください。

## 4. 協定書の公開について

機構は税金で事業を進めています。その機構が参加する2001年1月の「RI・研究所等廃棄物処理処分事業の推進に関する基本協定」と、付随した「協力協定」、および統合により新たに締結された2005年10月の協定は自主公開して当然です。

- ① 2001年1月の基本協定及び協力協定、2005年10月の協定を自主公開すべきです。
- ② 今後も同種の協定は全て自主公開すべきです。
- ③ 2005年10月の協定締結で2001年1月の「RI・研究所等廃棄物処理処分事業の推進に関する基

本協定」および「協力協定」を廃止し、新たな協定を締結した理由を説明してください。

5. 機構が報告書等で公開している東濃や県内を含む全ての調査データは、機構や自治体の承諾なしにバックエンド推進センターや他の機関が利用できると思います。機構の考えを示してください。
6. 機構が既に取得した地質に関するデータは、機構が改めて自治体の了承を得ることなく、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の中間貯蔵や放射性廃棄物処分に関するデータ或いは参考データとして使うことができると考えます。機構の考えを示してください。
7. 機構の高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の中間貯蔵施設建設について
  - ① 機構は現在もガラス固化体の中間貯蔵施設を建設する予定ですか。
  - ② 1987年から1988年に全国的に調査した高レベル放射性廃棄物処分候補地選定データは機構のガラス固化体の中間貯蔵施設立地のデータとして利用する可能性があるのに開示できないと、機構は不開示処分取消訴訟で主張しました。機構は現在もこのデータをガラス固化体中間貯蔵施設立地のデータとして利用する予定ですか。
  - ③ 研究所の発表と同様に、水面下で首長などの了解を得、立地の目処がついてから公表する予定ですか。
  - ④ 立地検討は現在どのような段階ですか。
  - ⑤ 1995年の四者協定、2002年の二者協定は研究所に限って放射性廃棄物を持ち込まないし処分場にしないとされています。しかし研究所以外については定めがありません。
    - あ) 県内は中間貯蔵施設立地の対象地域ですか、除外地域ですか。
    - い) 除外地域であるとしたら、その理由を示してください。
8. 機構法に記した「放射性廃棄物」の定義とその根拠となる法律の条文を示してください。
9. 機構法第17条2項に「機構は、前項の業務のほか、業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体その他制令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができる。」とあります。
  - ① 委託先として現在想定されている所を列記してください。
  - ② どのような放射性廃棄物の処分を想定しているか列記してください。
  - ③ 自らの放射性廃棄物とは何を、どこに、どのように貯蔵、処理しているのか具体的に示してください。
  - ④ 自らの放射性廃棄物で既に処分している場合は何を、いつ、どこに、どのような形態で、どれだけ処分し、何年間管理する必要があると想定しているのか説明してください。

以上